

音声ガイダンスを利用した 架空請求にご注意！

＜今回の相談事例＞

携帯電話に知らない番号からの着信があり、かけ直すと音声ガイダンスで「有料動画コンテンツの代金が未納になっている。裁判所へ出廷する必要があります。和解を希望する方は『1』、心当たりのない方は『2』を押すように。」と流れたので、『2』を押した。すると、電話がつながり、名前を聞かれたので、相手の名前を尋ねたら、電話を切られた。心当たりがないが、どうしたらよいか。
(70代女性)

【アドバイス】

●知らない番号や非通知の電話に出たり、かけ直してはいけません。

知らない番号や非通知の電話に出たり、かけ直したりすると、相手は名前や住所など、新たな個人情報を聞き出そうとすることがあります。個人情報を知られると、今度は別の手段でお金を請求してくることが予想されます。知らない番号や非通知の電話は無視しましょう。

●利用した覚えのない請求には応じてはいけません！

「裁判を起こす」「自宅まで回収に行く」「信用情報機関に登録する」など、不安をおおるようなことを言われても、利用した覚えのない請求には、絶対に応じてはいけません。

●不安に感じたときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

* 面談による相談は、相談窓口にお問い合わせください。

福岡県警察相談窓口 ☎#9110(24時間対応)



まもりん



まもりん